

「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）」に関する意見募集の結果について

平成 29 年 3 月 ●● 日
個人情報保護委員会事務局
厚生労働省保険局保険課

個人情報保護委員会及び厚生労働省においては、本年 1 月 31 日（火）から 3 月 1 日（水）まで、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して 4 の個人又は団体から延べ 8 件の御意見等が寄せられ、これら御意見等に対する個人情報保護委員会及び厚生労働省の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見等を踏まえた上で、本日、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を定め、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）の施行の日（本年 5 月 30 日）から施行することとなりましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き、個人情報保護委員会及び厚生労働省の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）」に関する意見募集結果

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	II-5	個人情報の匿名化	<p>質問 検診の結果や保健指導の事例により十分な匿名化が困難な場合は本人の同意が必要とあるが、具体的にどのようなケースか？</p> <p>理由 判断基準が曖昧で、分かり難い。 【日本製薬工業協会医薬品評価部】</p>	<p>健診結果や保健指導の事例によっては、特異な身体的特徴である場合や被保険者等が少ない場合等、被保険者等を識別できる情報を取り除いたとしても、特定の個人を識別できてしまう場合もあります。なお、当該記述は今回改正しておらず、従前からの考えと同様です。</p>
2	II-6	匿名加工情報	<p>健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）の9頁記載の「匿名加工情報」について、質問したい。</p> <p>集団検診の結果を分析の上、統計情報として利用する場合は「匿名加工情報の作成」に該当しないという認識で正しいか。具体的には、複数名の健康診断結果から、氏名および住所を削除した上で、年齢・性別・居住する県等で個人情報を抽出し、分析を行い、統計結果を作成する場合を想定している。</p> <p>自社内で抽出・分析・統計結果を作成する場合、統計結果作成途中のデータ、すなわち、抽出後かつ分析前のデータも、「匿名加工情報」非該当として取扱い、個人情報保護法36条～39条の適用を受けないという認識で正しいか。</p> <p>また、自社内で氏名および住所を削除し、抽出まで行ったデータを、分析および統計結果作成の目的で委託先に提供する場合においても、「匿名加工情報」非該当として取扱い、法36条～法39条の適用を受けないとしても問題ないか。 【匿名】</p>	<p>統計情報は、複数名の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質等を数量的に示すのみで特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、従前同様、個人情報保護法の対象外となります。</p>
3	III-3	個人データ内容の正確性の確保	<p>質問 個人データの消去とは、当該データから特定の個人を識別できないようにすることとあるが、具体的にどのようにすればよいか？</p> <p>理由 どの程度で識別不能か、参考例を示して欲しい。 【日本製薬工業協会医薬品評価部】</p>	<p>保有する個人データの状況等に鑑み個別の事例ごとに判断されるべきものと考えられます。</p> <p>なお、当該記載内容は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）に記載された内容と平仄を合わせております。</p>
4	III-4	安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督	<p>質問 契約内容を公表することとあるが、具体的にどのように公表するのが望ましいのか？</p> <p>理由 何をもちて公表となるのか、分かり難い。 【日本製薬工業協会医薬品評価部】</p>	<p>事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法により行われるもので、個別の事例ごとに判断されるべきものと考えられます。なお、当該記述は今回改正しておらず、従前からの考えと同様です。</p>

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
5	Ⅲ-7	第三者提供に係る記録の作成等	質問 原則として速やかに記録を作成しなければならないとあるが、例外はどのようなケースか？ 理由 例外のケースが記載されていないので、参考例を示して欲しい。 【日本製薬工業協会医薬品評価部】	本ガイダンス案8.（1）確認・記録義務が適用されない場合において、7. 第三者提供に係る記録の作成等（法第25条）の場合と同様、①第三者が法第2条第5項各号に掲げる者である場合、②法第23条第1項各号に該当する場合（Ⅲ5.（2）参照）、③法第23条第5項各号に該当する場合（Ⅲ5.（4）参照）、④本人に代わって提供された個人データを受ける場合、⑤本人と一体と評価できる関係にある者に該当する場合は、確認・記録義務は適用されないものとして基準を示しております。なお、具体的事例は、7.（1）を参照してください。
6	Ⅲ-11	訂正及び利用停止	質問 文書により示すことが基本とあるが、どのような場合に文書以外が許容されるのか？ 理由 参考例を示して欲しい。 【日本製薬工業協会医薬品評価部】	文書により示すことを基本としています。ただし、文書を読むことができない方に対しては、文書を示すとともに、口頭にて説明することなどが想定されます。なお、当該記述は今回改正しておらず、従前からの考えと同様です。
7	その他	－	個人番号の扱いについて、年金事務所（協会けんぽ）と健康保険組合で扱いが異なることが事業者側からすると煩わしい。 行政側での事務が異なるのかもしれないが、民間（事業者）と行政側との手続きは同じことを実施するのに異なる手続きとなることは避けて欲しい。 例えば、資格取得届、資格喪失届、扶養異動届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届など。 健康保険組合によって個人番号の記載要否を決められることも意図がわからない。 最低限、資格取得時や扶養が増えたときのみ個人番号が必要だと思えるので、それだけでいいのではないのでしょうか。また、どの保険者団体であっても共通のルールの下に事務が決められるものではないのでしょうか。 【匿名】	本意見募集はガイダンス案の内容に関するものですので、御意見は本意見募集の対象外と考えます。
8	その他	－	以下、意見をを行う。 意見は健康保険組合に関係あるものなのであるが、本ガイダンス案に記載の無かったものについてのものである。 健康保険についてなのであるが、これはマイナンバー法の施行により、個人番号という重大な個人情報に伴う事務となった。 これは以前との大きな違いなのであるが、ここで、マイナンバーというのは簡単に写し取れるものであるので、可能な限り、被保険者となる者がマイナンバー記載の書類を「使用者等を経由せずに」健康保険組合等に提出する必要があるものである。（厚生労働省はこの部分につい	本意見募集はガイダンス案の内容に関するものですので、御意見は本意見募集の対象外と考えます。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>て、故意に旧態とした慣用的な運用を行おうとしていたであろう。それは確実に悪であると深く認識されたい。扱うものが変わったのであるから、事務も当然改めるのが通常である。でなければ、思考停止・知能障害的な存在である（当然、事務責任者にも、そもそも公権力を行使する者にもなれないはずのものである。人としての閾値を下回る（これを不当に低く見せたがるのが、悪事・不正を普遍化させたい者の常であるが、厚生労働省は、よくそういう事をする省庁であろう。）。））</p> <p>であるので、今回の意見募集対象の中に記載されていないが記載すべき、そして制度としてそうすべき事の中に、「個人番号を含む書類は、本人から直接の提出を受けるようにする」という内容を記載する必要があると当方は考える。（でなければ、個人番号が守られないであろう。これを守る事は国民の個人情報を守る事であり、厚生労働省所管事業分野においては、当然厚生労働省の果たす役割は大きいはずである（なお、厚生労働省等があまりにも駄目な対応をしているので、個人情報保護委員会が作られる事になったのではないかと当方は察する。ここでやっと、DNA を含む血液がそれだけで個人情報と認められるようになったのであるが、これを行っていなかった厚生労働省は、いつの時代の何者なのであろうか。とんだ恥知らずの幼稚な人間の集まりである。加療が必要であると思われるのであるが、いかがか。「事業者」という言葉についての特別の定義を行って、一般事業者である株式会社等の労働者が所属する「事業者」との区別が、意見応募側及びそれを受け取る側で付きにくくしているのもかなり病的であると当方は考える。「健康保険組合等」が望ましいであろうに。（故意であろう。非常に姑息である。日常的にこういう事があるのであるが、実に酷い省庁である。）。））</p> <p>知っているとは思っているのであるが、重要な指摘を行う。</p> <p>情報を守るためには、インターフェースの設計が重要である。</p> <p>インターフェースとは、情報工学において、情報のやり取りを行う窓口の意味があるのであるが、厚生労働省はこの設計が意図的と思える程度で疎かである。</p> <p>健康保険特有のそのインターフェースに関する問題としては、上記の「使用者等を経由した被保険者となる者の情報の提供」が挙げられるのであるが、厚生労働省は、一般事業者に普遍的に適用される様なガイドラインではなく（本ガイダンスは書類の準備があれば機械的に書けるものであろう。ホワイトカラーとしての創造的な仕事ではない。）、「事業者（本ガイダンスにおいては健康保険組合等）が、被保険者となる者の所属する株式会社等の使用者等に、被保険者となる者の情報を提供させる方法とその内容」「被保険者となる者の個人番号を、いかに行政機関及び事業者（本ガイダンスにおいては健康保険組合等）以外に漏れない様にして提出させるか」を考慮すべきはずである。（これは正に、「労働分野」と「（健康保険を含む）医療分野」が統合されている省庁であるから、一元的に施策を行う事が可能となるはずのものである。省内においてすら「有機的」に働こうとしていないのではあるまいか。それで国民の個人情報が危険に晒されるなど、通常の国家の体を成している国ではありえない事であろう。）</p>	

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>厚生労働省には、行っていない、このインターフェースの設計の仕事を、ちゃんと、行っていただきたい。</p> <p>(なお、当方は、個人番号そのものを内容に含む書類は、使用者が自ら直接又は郵送等により健康保険組合等に提出を行うようにするようすべきであると考え。 (もともと、これも、個人番号の一方関数による特定目的のための一時暗号化が可能になっていけば使用者経由での提出も問題なくなるのであるが…こういう提案を行えない内閣官房 (NISC 含む) もやはり問題ある状況であると考え。))</p> <p>意見は以上である。書かれていない事に重要な内容が存在するので、対応する部分については記載していないのであるが、受理し、適切に処理を行われたい。</p> <p>【個人】</p>	